平成２５年（フ）第２１６９号
大阪市西成区千本南１丁目15番17号
債務者　三浦　仁美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３６０号
大阪市東淀川区豊里５―28―９―３Ｄ、住民票上の住所大阪市西成区花園南１丁目10番４号
債務者　川口　靖弘
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４５８号
大阪府茨木市庄２丁目25番５―908号　佐藤方
債務者　中川　良子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４７２号
大阪府箕面市西小路５丁目３番26―310号
債務者　中島　龍治
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４８４号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目21番地の１　Ｅ14―401
債務者　大給　友紀（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４８７号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番49―406号
債務者　砂田　恵美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９１号
大阪府東大阪市小阪２丁目６番９号　レジェンド小阪306号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１９号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目５番14―602号
債務者　辻本　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５２８号
大阪市平野区長吉出戸７丁目14番４号　アンプルール・クラージュ・ヴィーヴル207
債務者　尾﨑　昌彦
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５２９号
大阪市生野区中川６丁目12番25号
債務者　谷山雅美こと　金　　雅美
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５３３号
大阪市東淀川区小松１丁目15番11号　福寿荘１―６号、前住所大阪市東淀川区南江口１丁目３番35―23号
債務者　青野　靖子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０号
松江市朝日町474番地　第３旭荘203
債務者　政野　啓子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
盛岡市厨川２丁目27番４号
債務者　武田　麗香
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５５号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1543番地の11　ＩＤＥコーポ102
債務者　吉野　道洋
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１６号
福島県会津若松市西栄町１番８号、申立時の住所福島県会津若松市河東町熊野堂字龍塚47番地
債務者　一ノ瀬　進
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
福島県会津若松市西栄町１番８号、申立時の住所福島県会津若松市河東町熊野堂字龍塚47番地
債務者　一ノ瀬智子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係